

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年12月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2000284 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000069 号

第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者のB社C出張所（現在は、D社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 女（妻）

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正8年生

住所 :

2 被保険者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 明治39年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和22年9月1日から同年11月1日まで

② 昭和24年10月1日から昭和25年3月1日まで

夫（訂正請求記録の対象者）が作成していた履歴書には、「A社」の勤務期間は昭和22年9月から昭和24年8月まで、「B社」の勤務期間は昭和24年10月から昭和25年11月までと記載されているが、夫の厚生年金保険の記録によると、A社の資格取得年月日は昭和22年11月1日、B社C出張所の資格取得年月日は昭和25年3月1日となっており、請求期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、昭和22年9月1日及び昭和24年10月1日をそれぞれ、A社及びB社C出張所の資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者が作成していた履歴書（写）により、訂正請求記録の対象者が、当該期間において、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、訂正請求記録の対象者の同社における資格取得年月日と同日の

昭和 22 年 11 月 1 日であり、また、事業所名簿検索システムによる調査においても、同日より前に同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、上記被保険者名簿において、A 社が適用事業所となつた昭和 22 年 11 月 1 日に、同社で被保険者資格を取得している 40 名（訂正請求記録の対象者を除く。）のうち、所在が判明した 3 名に照会したところ、回答があつた 1 名は、訂正請求記録の対象者のことは覚えているが、訂正請求記録の対象者の具体的な入社時期までは分からぬ旨回答及び陳述している上、当該者が請求期間①当時の社会保険や給与計算に関する業務の担当者として氏名を挙げた複数の者は、既に亡くなつており、照会することができないことから、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、i) 記号簿によると、A 社は、昭和 26 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなつてゐる上、法務局は、同社が昭和 27 年 7 月 13 日時点で登記されていたのは確実であるが、保存期間 20 年経過の閉鎖した登記用紙は廃棄されており、同社の会社設立日や役員等の詳細については不明である旨回答していること、ii) A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社の事業主として氏名が記載されている者は、オンライン記録によると既に亡くなつてゐることが確認でき、元事業主に照会することができないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 2 請求期間②について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者が作成していた履歴書（写）により、訂正請求記録の対象者が、当該期間において、B 社 C 出張所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B 社 C 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間②に同事業所で被保険者記録が確認できる 78 名（訂正請求記録の対象者を除く。）のうち、所在が判明した 4 名に照会したところ、3 名から回答があつたが、回答者の中に訂正請求記録の対象者を知っている者はいないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、D 社は、訂正請求記録の対象者の在籍期間及び請求期間②に係る厚生年金保険料の控除については、資料を破棄しているため不明である旨回答していることから、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 請求者は、訂正請求記録の対象者の A 社及び B 社 C 出張所に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。